

ヘルプマークデジタルプロモーション業務委託仕様書

1 業務名

ヘルプマークデジタルプロモーション業務

2 委託業務の目的

栃木県では、平成 28(2016)年 4 月に施行した栃木県障害者差別解消推進条例に掲げる合理的配慮の県民への浸透・定着を図っている。

平成 29(2017)年度からは、外見からはわかりにくい、聴覚障害者や高次脳機能障害者、難病の方等への配慮を促すヘルプマークの配布を開始し、配慮や手助けを促す一助となるよう普及啓発に取り組んでいる。

本委託業務は、栃木県在住の方を対象に、ヘルプマークの理解促進・配慮や手助けの事例等を取り上げた動画を制作し、効果的に発信することにより、マーク自体の認知度の底上げを行うほか、今後、マークを持つことで支援が充実していくことが期待・実感できるよう展開していくことを目的とする。

3 委託予定期間

契約成立日から令和 3 年(2021)年 3 月 19 日(金)まで

4 委託予定金額

1,210,000 円（消費税及び地方消費税額を含む。）を上限とする。

5 業務内容

(1) 動画制作業務

ア 内容

- ・視聴後に、ヘルプマークに対し、好意的な印象を持ち、配慮や手助けを促す一助となるような内容とし、マークに対する認知の向上効果が見込まれる動画コンテンツ（以下「動画」という。）を制作すること。
- ・制作する動画は、パソコン・タブレット・スマートフォンから映像を見ているターゲットに対して、ヘルプマークに対する関心の有無に関わらず、感覚的に見入ってしまうことが期待される動画を制作すること。特に、動画再生の最初の 5 秒間を重視して制作すること。

イ 仕様等

- ・栃木県在住の方向けの動画を 1 本以上制作すること。
- ・1 本当たりの長さは 15 秒～30 秒程度を基本とするが、効果的な内容であればそれ以上の長さも可とする。
- ・制作する動画は、ウェブサイトや YouTube 等の動画共有サービス（以下「動画共有サービス」という。）で再生可能なファイル形式とすること。

- ・画質のクオリティ等は現行で一般に配信される動画と同程度以上とすること。
- ・効果的な音響、テロップ、ナレーション、字幕等を使用すること。

ウ 動画配信時期

- ・各動画は10月に配信を開始すること。

エ 成果品

- ・DVD ディスク 原盤1枚

オ その他

- ・制作に必要な取材、撮影、映像制作一切を実施するものとし、撮影に際し使用料、出演料、謝礼等が発生した場合、その経費は委託料に含まれるものとする。
- ・動画制作に係る著作権、肖像権などの権利関係の処理・調整を行うこと。
- ・制作物の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。以下「著作権」という。）は栃木県に帰属するものし、受託者は著作人格権（著作権法第18条第1項、第19条第1項及び第20条第1項に規定する権利をいう。）を主張しないものとする。ただし、制作物の全部または一部に乙が既に著作権を有するものが含まれている場合には、その旨を事前に栃木県に通知し、当該著作権の取扱いについては、協議の上、定めるものとする。
- ・動画完成までに栃木県による複数回の内容確認及び修正指示の機会を設けること。

(2) 動画広告の実施

- ・(1)で制作した動画が広く視聴されるよう下記に掲げた数値以上の目標広告視聴回数等を設定のうえ、「True View インストリーム広告」等の視聴成果報酬型広告を実施すること。
- ・配信対象は栃木県在住の方をメインターゲットとし、詳細は栃木県と別途協議する。
- ・広告実施時期については(1)のウに準じ、詳細は栃木県と別途協議する。
- ・目標広告視聴回数は18万回以上とする。なお、予算規模に達しないうちに、広告視聴回数が合計18万回を達成した場合であっても広告の配信を継続し、予算内での広告の効果最大化を図ること。
- ・広告実施にあたっては別紙1「デジタルプロモーション実施時における留意事項」に記載の業務を実施すること。

(3) 動画配信及び広告結果の効果測定・分析、及び報告

- ・動画及び広告配信について、閲覧回数、広告の表示回数、動画の視聴回数、閲覧者・視聴者の属性（年齢、地域、特性等）等を分析しながら、定期的かつ栃木県の求めに応じて報告するとともに、ターゲティングの変更、絞り込み等改善策を栃木県と協議の上、実施すること。

(4) その他

- ・見積書や請求書において、透明性確保、費用対効果の明確化のため、「動画等制作費」、「広告配信費」、「管理運用費」を別立てで計上し、積算すること。なお、広告配信費は、委託金額の6割程度を目安とする。
- ・乙は、本事業の遂行にあたって、甲と緊密な連携を持って行わなければならない。

6 実施計画書の提出

受託者は、契約締結後遅滞なく、栃木県と協議の上、仕様書に基づいて委託業務の具体的な実施計画を作成し、栃木県に「実施計画書」（様式任意）として提出するものとする。

7 実施報告書の提出

(1) 受託者は、委託業務完了後、「実施報告書」（様式任意）を作成し、栃木県に提出して、検査を受けるものとする。

なお、実施報告書には、ヘルプマークの認知度調査等の動画に関する分析も報告することとする。

(2) 栃木県は、必要がある場合には、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができるものとする。

8 委託料の支払い

委託料の支払は、委託業務完了後の精算払とする。

9 その他

(1) 受託者は、業務の実施に当たり関連する法令等を遵守すること。

(2) 本業務の成果は栃木県に帰属する。

(3) 本仕様書に記載されていることを遵守した上で、より良い提案がある場合は、企画提案書に記載すること。なお、本仕様書に記載する目的と同等以上の成果が得られる場合は、栃木県と協議の上、仕様書の内容を一部変更可能とする。

(4) 業務を実施するに当たり、他の団体への再委託はできない。他団体と連携して業務を実施する場合は、あらかじめ役割分担等を記載した資料を作成し、栃木県と協議するものとする。

(5) 本事業で取り扱うこととなる個人情報の管理は適正に実施すること。

(6) 本仕様書に明記されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、栃木県との協議により進めるものとする。